

着陸料算定の特例

中部国際空港供用規程（以下「規程」という。）第15条第2項第1号エに規定する中部国際空港の着陸料算定の特例を次のとおり定める。

I 最大離陸重量の特例

1. 特例の対象及び種類

規程第15条第2項第1号アからウまでにおいて着陸料の算定を行う場合の算定の基礎となる最大離陸重量の扱いについては、次に掲げる特例を設けることとし、当該特例は2. から4. までにおいて定める内容とする。また、それぞれの特例の適用については、航空運送事業者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項又は同法第129条第1項の許可を受けた者とする。以下同じ。）ごとに行うこととする。なお、2. から4. までの規定に基づいて算定される重量を、IIにおいて着陸料の算定を行う際に計算の基礎となる重量から割り引くべき重量（以下「割引重量」という。）とする。

- ①航空運送事業者のうち、国際航空に従事する航空機を運航する者（以下「国際航空運送事業者」という。）に適用される割引（以下「国際線割引」という。）
- ②航空運送事業者のうち、国内航空に従事する航空機を運航する者（以下「国内航空運送事業者」という。）に適用される割引（以下「国内線割引」という。）

2. 国際線割引

(1) 対象

国際線割引の対象は、次の（ア）又は（イ）に該当する航空機とする。ただし、当該航空機のうち、規程付属書その2に定める国際線新規就航割引（以下「国際線新規就航割引」という。）、規程付属書その2に定める国際線未就航都市割引（以下「国際線未就航都市割引」という。）、規程付属書その2に定める国際線増量割引（以下「国際線増量割引」という。）及び規程付属書その2に定める国際線貨物拠点化割引（以下「国際線貨物拠点化割引」という。）の適用を受ける航空機は、本国際線割引の算定の対象外とする。また、本国際線割引の適用を受ける航空機は、国際線新規就航割引、国際線未就航都市割引、国際線増量割引及び国際線貨物拠点化割引の適用対象外とする。

（ア）国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦外の地点との間に路線を定めて、一定の日時により有償で旅客を運送するために中部国際空港に着陸した航空機。

（イ）国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦外の地点との間に路線を定めて、一定の日時により有償で貨物を運送するために中部国際空港に着陸した航空機であつ

て、旅客の運送の用に供するための座席を有する場合（一時的に座席を取り払っている場合を含む）等、会社が認めた場合。

（2）割引重量

国際線割引は（3）に定める適用期間において、次に規定する割引率を乗じて算定する。

国際線割引の割引率

区分	割引率
最大離陸重量が 130 トンを超える航空機により運航されたものによる場合	40%
最大離陸重量が 130 トン以下の航空機により運航されたものによる場合	20%

（3）適用期間

国際線割引は 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日の間に運航した航空機に適用する。

3. 国内線割引

（1）対象

国内線割引の対象は、次の（ア）又は（イ）に該当する航空機とする。ただし、当該航空機のうち、規程付属書その 2 に定める国内線未就航都市割引（以下「国内線未就航都市割引」という。）及び規程付属書その 2 に定める国内線増量割引（以下「国内線増量割引」という。）の適用を受ける航空機は、本国内線割引の算定の対象外とする。また、本国内線割引の適用を受ける航空機は、国内線未就航都市割引及び国内線増量割引の適用対象外とする。

（ア）国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦内の地点との間に路線を定めて、一定の日時により有償で旅客を運送するために中部国際空港に着陸した航空機であって、2021 年 3 月 31 日時点で、当該国内航空運送事業者単独（共同運航による複数の国内航空運送事業者の運航の場合は、主たる国内航空運送事業者による運航とみなす）で、一定の日時により有償で旅客の運送が行われている路線の場合。

（イ）国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、中部国際空港と本邦内の地点との間に路線を定めて、一定の日時により有償で旅客を運送するために中部国際空港に着陸した航空機であって、当該国内航空運送事業者がその運航を開始した時点で、他の国内航空運送事業者によって一定の日時により有償で旅客の運送が行われていない路線であり、国内線未就航都市割引の適用対象とならない路線の場合。

（2）割引重量

国内線割引は（3）に定める適用期間において、20%を乗じて算定する。

（3）適用期間

国内線割引は 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日の間に運航した航空機に適用する。

4. 重量の査定

2. 及び3. の規定の適用にあたっては、会社合併、持株会社設立等による経営統合等及び共同運航の関係にある航空運送事業者間において同時期に同規模の増減便があった場合等、会社が必要と認める時は重量の査定を行うものとする。

II 特例が適用される航空機の着陸料の算定方法

I に定める最大離陸重量の特例が適用される航空運送事業者が、会社に対して支払わなければならない着陸料の額は、当該航空運送事業者の国際航空に従事する航空機及び国内航空に従事する航空機のそれぞれにおける着陸料算定の基礎となる最大離陸重量の合計に規程 15 条第 2 項第 1 号アからウに定める額を乗じた額から、I の 2. から 4. までの規定に基づき算定される割引重量（トンによるものとし、トン未満は、1 トンとして計算する。）の合計に規程第 15 条第 2 項第 1 号ア（ア）に定める額を乗じた額を控除した額とする。